

ハンセン病問題学習

Theme

差別の連鎖を断つ

—ハンセン病問題から学び、伝える—

盈進（えいしん）中学高等学校（広島県福山市）

校長 延 和聰（のぶ かずとし）



独立行政法人教職員支援機構

岡山県のハンセン病回復者が暮らす

長島愛生園

を中心に約25年間、
ハンセン病問題から学び続けている。



どうすれば、児童・生徒が主体的に、
自分たちが生きる現在と未来を差別のない

「共に生きる社会」

とすることができるか。
みなさんといっしょに考えたい。



「共に学ぶ」ということ

～差別に向き合う視点～

* 校長就任以前

ボランティアと人権・平和について研究をする

ヒューマンライツ部 顧問

1997年

長島愛生園に行けなかった
マリコさん（仮名）



長島愛生園の金泰九さん

**お母さんもつくられた差別の犠牲者なんだよ。
今日の学びをお母さんに伝えるって言う
あなたをうれしく思う。
ありがとう。**

- * ものごとや相手に向き合う誠実さ
- * 差別は社会構造の中でとらえること
- * 決して人を憎まないこと
- * 「差別の現実から学ぶ」 「生徒から学ぶ」
という視点を授けてもらった

人権や平和の問題を学ぶとき

× 教員は「教える」

× 生徒は「教えられる」

謙虚に「共に学ぶ」関係

「差別のない“共に生きる社会”」

の構築を考えるうえで

最も大切な関係性であり重要な視点

教育の加害責任を自覚する

ハンセン病問題は終わっていない
私たちはこの問題の「当事者」

教員は、国による誤った隔離政策に
大きく関与した加害責任を自覚する必要がある

現在もある厳しい偏見差別をなくすために
立場を超えて連帯し
全力を尽くさなければならない

ハンセン病となった者たちは何を奪われたか

自由、平等、古里、家族、
子どもをつくる権利（断種、墮胎）
名前、人格、希望、命……

家族は つくられて、拡大した偏見差別から
ハンセン病となった肉親の存在を
ひた隠しにすることを強いられた
明かせば、愛する者が去って行った

回復者の声

敗戦2年後、小学6年生だった。

病気の診断結果を渡すと担任が豹変した。
『汚い病気』と棒で打たれ『二度と来るな』と
学校を追い出された。

机と椅子は焼かれた。

本当に怖いのは病気ではなく
この国の社会。
差別の芽は私たちの心の中にある。

回復者の妹さんのこと

私がこの病気になって
中学生の妹は病気じゃないのに
『来なくていい』と学校に言われた。
卒業証書ももらっていない。
私が病気になったから妹も病気になるはずだと
まわりはみんな妹を避けた。
便所掃除のときに汲み取りの柄杓を使わせてもら
えず排泄物を手ですくういじめまで受けた。
妹はこのいじめを約70年間、誰にも言えんかった。
自分のことより
妹が受けたいじめと差別はどうしても許せんのよ。

病気になった人の家族の声

学校の帰り道に石を投げられることは
しょっちゅうあった。

ある日……

A先生が学校の階段で私を突き飛ばし
『もう来なくていい』
という言葉投げつけた。

熾烈な差別を体験すれば
児童・生徒はようになるか

人を信頼し、愛することを
恐れるのではないか。

苦労を重ねてきた家族の中には
自分の苦労の元凶は病気になった肉親にある
と考え、怒りの矛先を肉親に向けて
「死ね」と言った経験があると
吐露した人もいる。

2019年6月28日

「ハンセン病家族訴訟」 熊本地方裁判所

家族が重大な差別を受ける原因は
国の誤った隔離政策にあると
国の責任を認めた。



社会の差別をなくすには
教育の責任が大きいとも指摘。
かつて学校で児童・生徒を差別した
差別を見て見ぬふりをした教員は
「私だったかもしれない」という認識と自覚が必要

2014年 ある公立小学校の授業

教員が（過去の差別事象を説明する中で）

「ハンセン病は体が溶ける病気」などと説明

児童が感想文に「怖い」とか

「友達がかかったら離れておきます」

「差別の連鎖」 が教育の中で
再生産されている事例

こうした授業実践は氷山の一角

なぜこのようなことが起こったのか

過去の誤った知識に基づいて教員は
“熱心”に「ハンセン病を教え込んだ」

ハンセン病に関する知識を中心に

教員は **教える人**

児童・生徒は **教えられる人**

という固定された主客の関係の授業だった

新たな差別を生み出さないためにも

教員は児童・生徒と「共に学ぶ」という

謙虚な意識で学習に向かうこと大切

ハンセン病問題から学び、伝えるということ

戦争は人の心の中で生まれるものであるから
人の心の中に平和のとりでを築かなければならない
(ユネスコ憲章)

「戦争」は「偏見差別」に
「平和」は「人権」に置き換えることができる。

どうすれば人の心の中に**人権のとりで**を
築くことができるか。

「ハンセン病についての正しい理解」
「ハンセン病差別による被害を知ること」だけではダメ

いざ悪口やいじめや偏見差別などの
人権侵害を目の前にしたとき
知識だけではほとんど無力であろう。

心の中に「**人権のとりで**」をつくる
すなわち、**偏見差別を見抜く目と**
それに対してNo!と言える感性
を育む必要がある。

「ハンセン病問題から学ぶ」とは

児童・生徒が実際に
いじめや差別に遭遇したとき
「やめようよ」 と声を上げる人であってほしい。

新型コロナウイルスに感染した友達が
治癒して戻ってきたら
「待ってたよ」 と笑顔で迎えることができる
人であってほしいと願っているはず

× 「ハンセン病を学ぶ」

教員も児童・生徒も共に

ハンセン病問題 「から」

差別の醜さや愚かさを学び

自分のあり方を問う学習であれば

人間の強さややさしさを感じとる学習であれば

差別に悲しみ苦しむ人々と

「共に生きる」 人になることができる。

児童・生徒のその選択にこそ 「差別のない社会」

の実現という希望を抱くことができる

ハンセン病問題をめぐる歴史的経緯と教育の課題 つくられた差別～『らい予防法』と『無らい県運動』

ハンセン病はかつて
「らい（癩）」と呼ばれ、蔑まれた。
慢性の感染症だが、感染しやすいと誤解され
忌み嫌われてきた歴史がある。
現在の日本では完全に克服され
この病を患った人は「回復者」などと呼ばれる。



戦前：国は「癩予防法」を制定
「ハンセン病は怖い病気」と喧伝
地域社会から患者をあぶり出した。

→ 療養所に強制収容

当時のハンセン病の専門医は
患者の強制収容と患者撲滅こそが
正しい社会防衛であると主張。

→ 国は偏見差別を拡大した。



つくられた差別におびえた市民も
患者と家族を地域社会から排除した。

→ 官民一体となって展開された
県単位で競って患者を摘発する
「無らい県運動」



国の政策は戦後も基本的には変わらず……

無らい県運動 は1960年代までつづく。

1940年代末～特効薬治療がはじまった。

日本国憲法下の1953年、

新しく「**らい予防法**」 制定

隔離政策は戦後も継続し

1996年にようやく廃止された。

国の過ちは重大。ただ……

**教育界も国の政策に加担
差別をつくる側であったことを自覚する必要がある。**

**市民にも「無らい県運動」で患者や家族を地域社会
から排除差別してきたという加害責任の一端がある。**

***ハンセン病学習は、ひとりひとりが自分事として
加害責任を自覚するという土台が必要。**

どう学ぶか

たたかいの歴史から学ぶことが大切

大切にしなければならない

たたかいの歴史 が2つある。



ハンセン病問題学習 どう学ぶか

ひとつは

**療養所の入所者たちが
自らの尊厳をかけて展開してきた
戦前から今日までのたゆまぬ運動**

(全国ハンセン病療養所入所者協議会 = **全療協** 等)



2018年5月9日

私が顧問を務めたヒューマンライツ部は
地域活動の一環として小中学生向けの

「長島愛生園ガイドブック」を作成

学んだことを主体的にどう伝えるかという実践



表紙には1988年5月9日
長島に架けられた「**邑久長島大橋**」

入所者自治会を中心とした17年間にわたる架橋運動は
「**隔離の必要のない証**」としての
自由と平等と自らの尊厳をかけた
国とのたたかいの歴史。

入所者の方々は**邑久長島大橋**のことを
「**人間回復の橋**」と呼ぶ。

生徒たちは入所者の方々の人間としての誇りに共感
後世に伝えたいという思いを表紙に込めた。



もうひとつ……3つの国賠訴訟

「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟(2001)

「ハンセン病家族訴訟」(2019)

「菊池事件」(2020)

原告の方々が人間の尊厳をかけて

命がけでたたかい

国の責任を明確にしてきた運動から

希望と勇気を学びとることができる。

病気になった者や回復者や家族が
抑圧や差別に抵抗し
自らの尊厳を守り抜く姿は
被害体験の悲嘆を超え
児童・生徒の勇気と希望を育む力をもつ。



盈進中高は、ハンセン病問題から学ぶ
ヒューマンライツ部の**高校3年生**が
中学1年生の道徳の時間に
カリキュラムとして位置づけて授業する。

「らい予防法」違憲国賠訴訟の原告だった上野正子さんが裁判で本名を取り戻すたたかいから学びその意味も考える。

3時間目/4時間の授業（一部紹介）

2001年5月11日、『らい予防法』が憲法違反と裁かれ、正子さんたちが裁判に勝ったその時、正子さんはこう語ったんだ。



私の名前は八重子ではありません。本名は**正子**です。
父が**“正しく正直に生きよ”**という意味を込めて
“正子”と名づけてくれました。

でも『らい予防法』によって名前も奪われていました。
しかし、今日から堂々と本名の『上野正子』を名乗ります。
だから今日が私の『第二の誕生日』です。



これは、正子さんの部屋にある額です。

『光りを求めて扉を開かん』

仲間と共にたたかった正子さんの信念なんだ。

正子さんにとって裁判は

『本名に戻って人間として本当の自分を取り戻すこと』

だったんだね。



「国の責任」と「私たち市民の責任」を
明確におさえることが大事

国の政策を無批判に受け容れると
自分も差別をする側に立つ可能性がある
という教訓をこの問題から学ぶべき。

個人の幸せを追求する権利を守るはずの国が
「らい予防法」で個人が幸せに生きる権利を奪い
「人生被害」を強いてしまった。

その責任を学ばずしてハンセン病人権学習は成立しない。

私たち市民も **「無らい県運動」** の中で
国の誤った政策に無自覚に加担したという歴史からも学び
主権者としての私たち市民も結局は
病気になった人や家族に対して
「人生被害」 を強いた当事者だという認識が必要。



児童・生徒も教員も共に

「ひとを大切にすること」を胸に刻む。

「社会と向き合うことの大切さ」を自覚する。

「国家と個人の関係」を相対化する。

この問題から、いじめが見え、国が見え
市民や地域が見え、己と向き合い、己を知る。

いじめや差別はどうすればなくなるか

国家や社会はどうあるべきか。

自分たちは市民として

ひとりの人間としてどう生きるべきかを

自覚的に考えるようになっていく。

こうした学習が本来の「主権者教育」ではないか。

「かわいそう」という同情を打破する必要がある。

2003年11月、熊本県黒川温泉のホテル
ハンセン病療養所の入所者に対する宿泊拒否事件

* 入所者はその差別に抗議の声を上げた。
→ 批判の手紙やファックスが殺到

＜当時の新聞記事＞

－ハンセン病元患者を拒否－黒川温泉のホテル

「『宿泊客に迷惑』人権侵害で調査」

2003年11月19日「西日本新聞」

批判の手紙（一部）

**いい加減にしてください！
最初はあなたがたを可哀相だと思いましたが
今は非常に怒っています。
あなたがたが使用した食器や寝具や風呂は
できれば避けたいのが多数の人々のホンネです。**

いい加減にしてください！ 最初はあなたがたを可哀相だと思いましたが今は非常に怒っています。自分たちの人権ばかり主張せず、たゞには相手の立場を思いやる優しさかあなたがたにはないのですか!? いくら感染の危険がなく、また十分に消毒しても元患者が使用した食器や寝具や風呂はできれば避けたいのが多数の人々のホンネです。ホテルは社会福祉やボランティアでやっているわけではなく、営業行為なので、宿泊拒否は法律には違反しているかも知れませんが、本来は至極当然の判断です。

実際の批判の手紙

「特集 ハンセン病問題学習資料集」
（教育総研ニュースNo.24 2017.4）より

「かわいそう」な人たちは
静かに黙っていれば同情の対象だけど
ひとたび人権侵害に対して抗議の声を上げると
その人たちは差別されてもよい存在

学習の際、この「かわいそう」といった同情に
陥ることをどう打破するかは大きな課題。

→ 本校の高校1年生が書いたエッセイに学ぶ。

タイトル：「太郎」



ぱっちり目に
桃色ほっぺ
赤ん坊の名は
太郎





熊本県・菊池恵楓園 Eさん宅



「らい予防法」絶対隔離政策

男性：断種 女性：人工妊娠中絶の強制





服をつくり
わが子として愛した
「抱いてあげて」
「お姉ちゃんですよ」

母体保護
養育困難...

長島愛生園の「水子地蔵」

ハンセン病者をこの世からなくす
「撲滅政策」

妊娠7ヶ月 赤ん坊は・・・
手足をバタバタ・・・
看護婦が別室に・・・

ホルマリン標本の
わが子...



沖縄出身
鹿児島県の星塚敬愛園
玉城しげさん

人間のする
ことではない



邑久光明園の「慰霊の碑」

胎児等慰霊之碑

全国の療養所で行われた
入所者の訴えに国は謝罪
いま、各園に供養碑が建つ

狂気が・・・
異常が通常・・・
普通の看護婦（師）が・・・

看護婦（師）
私だったかも
知れない



「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟
徳田靖之弁護士

自分は「救う」側
患者は“かわいそう”で
「救われる」側という固定観念
差別性が潜む

多磨全生園の供養碑



絶対隔離政策という枠内
立場の逆転はなく、重大な過ちが見過ごされていた



星塚敬愛園の供養碑



あなたに起きることは、私にも起きる

どんなひとにも
対等に 平等に
単純だが・・・
最も大切なこと





私に
できているか



太郎が問う

「らい予防法」と「無らい県運動」
を中心として差別はつくられ、再生産されてきた。
教育もそれに加担した。

差別の罪は人が人を信頼しえなくなること

差別に抗するよりどころとしての
「人への信頼」 を学校の中にいかに創出できるか。

「やっぱり人ってすばらしい。仲間っていいな」

と思える場面をどれだけつくりえるか。
教育や学校の存在価値であり教員の使命ではないか。

差別や戦争ははじめから「ある」わけではない。
政治的に「つくられる」ことがある。
「らい予防法」は、その象徴的な例。

長島愛生園の入所者のことば。
新型コロナウイルスの問題にも通ずることば。



ハンセン病はなくなることがあっても
どのような別の“悲しき病”に
人間はみまわれるかもしれない
だが “悲しき政策”は
なくすことができなくてはならない
それは 人間自身の手になるものであるからである

つくられた差別は
つくり直すことが
できるはず。



2016年11月、約20年間、私の学校の生徒たちを
愛してくださった

長島愛生園の入所者の**金泰九**さんが亡くなった。

葬儀で読み上げられた最後の弔電は1997年
長島愛生園を訪れる直前に母親から
「参加してはいけない」と言われ、
職員室で泣いた**マリコ**さんからだった。



「金さんからいただいた人としてのやさしさを
ずっと大切にしていまして、いま、自分の子どもたちに
金さんのことを伝えていきます」

人間のすばらしさに出会って学習する本当の意味を
金さんとマリコさんが私に教えてくれていると思った。

ああ、金さんはきっとあの笑顔で喜ばれているだろうな
ハンセン病問題に出会ってよかったな
教員をやっていたよかったな

差別の連鎖はきっと断つことができるよな

と私は心の中でつぶやいた

「学び、伝える」 教育の価値
に改めて気づかされた瞬間だった。



**みなさんといっしょに差別の連鎖を断つための
「一歩」を踏み出せるなら幸甚です。**

2021年8月16日

すべての小・中・高等学校に対して文部科学省、厚生労働省、法務省から通知された下記通知もご参考に。

「ハンセン病に関する教育の更なる推進について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322245_003.htm

ありがとうございました。

写真

長島愛生園の収容所（回春寮）内にある「消毒風呂」で学ぶ生徒たち

